

(別添資料1)

桑名市図書館等複合公共施設整備基本構想・基本計画

目次

1．全体構想.....	1
2．図書館.....	3
3．保健センター.....	7
4．勤労青少年ホーム.....	8
5．多目的ホール.....	10

1、全体構想

桑名シビックコア地区用地活用構想

- 複合公共施設整備計画 -

(1) 中心市街地の現状

- ・地方都市の中心市街地が抱える問題は、一都市の問題にとどまることなく、21世紀における全国的な課題として注目を集めている
- ・本市においては住宅都市としての性格から人口は増加傾向にあるものの、その大部分の受け皿は、郊外における新しい住宅団地であり、中心市街地(中心市街地活性化基本計画でのエリア 面積185ha)の人口は昭和50年からの20年間で21.3ポイントの減少となっている。
- ・また、中心市街地において65歳以上人口の割合は19.7%であり、桑名市全域の13.3%、中心市街地を除いた地域の12.5%を大きく上回っており高齢化が進展している。(いずれもH-7国調)
- ・商業については、駅前の大型商業ビルの閉鎖に象徴されるように、仕舞屋が増加傾向にあり、全体的に活力が低下している。
- ・都市基盤施設については一定の整備水準にあり、景観整備、バリアフリー対応等順次事業が進められつつある。
- ・一方、教育文化施設、福祉施設等公共施設については、一部施設の老朽化、市民ニーズへの対応等中心市街地の再生を視野に入れた再編整備が課題となっている。

(2) 計画地の位置づけ

- ・計画地は旧来からの市街地のほぼ中心にあたり、桑名駅から約5分の位置にある。
- ・道路は4車線の幹線道路である国道1号から至近距離にあり、桑名中央東員線に面している。
- ・また、計画地周辺は地場産業である鋳物工場等が立地していたが、現在は土地利用転換が進み、市民会館や郵便局、銀行等の公共公益施設や大型の商業施設、ホテルが立地し、また暫定的に駐車場として活用されるなど、比較的大規模な土地が多い。
- ・計画地周辺は平成元年度に策定された、「桑名市中心市街地整備構想」において「シビックコア」として位置づけられ、駅直近部の「ショッピングゾーン」との適切な役割分担のもと、公共公益施設を中心に市民サービスの拠点として整備を進めるべきとされている。

- ・計画地は工場が立地していたが、郊外の移転により、公共施設としての活用の前提のもと平成9年度に桑名市土地開発公社により買収し、現在駐車場として暫定利用されている。
- ・このような状況の中、本市では平成10年度に中心市街地の再生を目的として、「桑名市中心市街地活性化基本計画」を策定し、「コンパクト都心」のコンセプトネーミングのもと、総合的な生活拠点の形成をめざし、生活基盤、産業基盤、文化基盤の整備充実に向けた取り組みをスタートさせ、当該地についても積極的な活用方策を検討している。

(3) 計画の目的

- ・以上を背景として、当該地の活用にあたっては、第4次桑名市総合計画の基本目標のひとつである、「創造性と文化をはぐくむまち」を実現することを前提に、心とからだの健康を支え、市民交流を推進することを目的とした具体的な施設として計画するものとする。

(4) 基本構想

① 計画のコンセプト

基本コンセプト

心とからだの健康を支える文化と交流の拠点

テーマ

- ・教養を高め、豊かなところをはぐくむ
- ・健康で快適な暮らしを支える
- ・まち中での交流・憩いの場

② 施設の機能

図書館、保健センター、勤労青少年ホーム、多目的ホールを含む複合公共施設とする。

2、図書館

図書館法第10条により設置するもので、社会教育法に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とし整備する。

(1)基本構想

図書館は本があるところでした。しかし、最近では、映像や音楽が登場し、しかも、レコードからテープにそしてCD、LD、DVDとなり、現在は配信も試みられ、これからどのような媒体が生まれるか予想できない状態となってきました。そのような中で、これからの図書館はどうあるべきかを考えることは大変難しい視点がありますが、インターネットなどの情報通信技術を無視することはできません。

しかし、反面、人と人の触れ合いが希薄になってきた今日、「人が集い・憩う」ことも忘れてはならない側面です。空洞化が進む中心市街地に図書館を建設する意義は、利便性もありますが、求心力も重要な要因の一つであるといえます。図書館に多くの人が集うためには、市民が利用したいと思う施設であり、内容でなければなりません。

以上のような現状を踏まえ、新しい図書館は、幼児から高齢者、外国の方、身体的ハンディキャップのある方など、「いつでも、どこでも、誰でも」利用できる図書館を基本理念とします。

(2)基本計画

①生涯学習の場の提供

多様な市民の生涯学習要求に応えるため、調査・研究援助機能を備えます。

②メディア基地

多様な情報の泉となります。

③触れ合い・憩いの場の提供

全ての市民が訪れることができるようにします。

(3)実施方針

いつでも

①時間を延長します。

現在午前9時～午後5時(木曜日は午後7時)である開館時間を、一律午前9時～午後9時とします。

②開館日数を増やします

現在273日である開館日数を、300日間以上とします。

休館日 毎週火曜日(祝日と重なっても休館)、年末年始、特別整理期間

どこでも

- ① I T 新時代に即応した電子図書館、地域の情報発信拠点を目指します。
インターネットで、蔵書を公開しますので、どこからでも検索できます。
他の図書館とネットを組みますので、広範囲の検索が可能となります。
電子メールや手紙によるレファレンスサービスを行います。
郷土資料や行政資料をデジタル化しますので、検索やプリントが簡単になります。
将来は、地区市民センターや学校とネットワークを結び、検索や図書・資料の貸借ができるよういたします。

誰でも

- ①蔵書(デジタル資料を含む)を、現在の約3倍の30万冊を目標とし、広い分野の資料充実に努めます。
- ②人のふれあいを大切にしたレファレンスサービスを充実させます。
レファレンス専門カウンターを設け、各種の問い合わせにお答えします。
- ③子どもの利用や、身体的ハンディキャップのある方にも利用を広げます。
身体的にハンディキャップがある方のため、対面朗読を実施したり、視聴覚資料を活用いたします
子どものために読み聞かせを定期的に行います。
- ④誰もがコンピュータを使えるよう介助をいたします。
- ⑤外国の方にも利用しやすくします。
国際化に対応して、外国の方や外国語学習のため、外国語の図書や視聴覚資料を充実いたします。
- ⑥館内をバリアフリーといたします。

(4)業務方針

①図書等の収集方針

- ・最大蔵書(郷土資料・AV資料・CD・カセット等を含む)目標30万冊。
- ・当面蔵書目標25万冊。
- ・基本図書の充実を図る。
- ・郷土資料・地域の情報を充実させ、公文書館的役目を担う。
- ・特色あるテーマを決めて収集する。
- ・国際化に対応し、外国語の図書・CDなどを充実させる。
- ・古文書はデジタル化し、検索やプリントを容易にする。
- ・伝統行事などはデジタル化し、映像モニターで見られるようにする。

- ・ネットワークを利用した相互貸借を推進する。
- ・他図書館とのネットワーク化を進める。
- ・選書に係る姿勢は、蔵書目標に達するまでは基本図書及び地域図書を優先し、次にテーマ図書を優先する。

②利用者とのふれあい

- ・読み聞かせや対面朗読、視聴覚資料を活用、憩いのスペース設置など、人と人とがふれあう場を大切にする。
- ・レファレンスは、専門カウンターを設ける。また、検索専門のコンピュータを設置する。
- ・市民の積極的参加を促すため、講演会や講習会を開催するとともに、NPO活動の場を提供する。
- ・本に興味を持ってもらうために、ブックトークを開催する。
- ・企画展示を行う。

③コンピュータ利用環境の整備

- ・基本的には、業務用と利用者用とに分ける。
- ・利用者用は、
 - ①タッチパネルとキーボードによる蔵書検索
 - ②インターネット端末
 - ③CD ROM端末
- ・業務用は、
 - ①発注・受入業務用
 - ②貸出・返却・検索
 - ③AV管理用
 - ④インターネット端末
 - ⑤CD ROM端末
 - ⑥メディア編集用
 - ⑦事務処理及び本庁とのラン

④公文書館的役目

- ・市役所・教育委員会等の保存資料で、CD ROM化されたものを保存する。
- ・CD ROM端末で検索・プリントを可能とする。
- ・公開できないものは、事前に各所属と調整する。

⑤インターネットの導入

- ・図書館として相応しくない内容のものを制限する。
- ・プリントアウトに関する諸費用を徴収する。

- ・ 利用時間制限をする。
- ・ 持ち込みのパソコンは、研修室の一角に台数を定め、時間制限をし、電気代の対価を払ってもらって、持ち込み可とする。
- ・ 持ち込みパソコンからのインターネット接続は、内容制限をかけた上で可とする。
- ・ 初心者には介助をする。
- ・ 著作権をクリアーする。

⑥資料等のデジタル化

- ・ 郷土資料は可能な限りデジタル化して提供し、原本を保存する。
- ・ 百科事典・法律・白書・新聞等CD ROM化されたものはこれを購入し、CD ROM端末で検索・プリントを可能とする。

⑦施設の兼用

A.研修室

- ・ 図書館資料を利用した学習の場とし、自習のためには開放しない。
- ・ 30席を想定するが、内10席は持ち込みパソコンに対応した席とし、有料でインターネット接続を可能とする。

B.学習室

- ・ 勤労青少年ホームの、昼間利用されない部屋を自習のための学習室に充てる。
- ・ 夜間に対応しない。

C.託児室

- ・ 全館共有利用するプレイルームとする。

3、保健センター

地域保健法第18条により設置するもので、住民に対し健康相談、保健・栄養指導及び健康診査等の対人保健サービスを総合的に行う拠点として、また、地域住民の自主的な保健活動の場としての役割を果たすことを目的に整備する。

(1)基本構想

市民が生涯いきいき楽しく生活できる健康づくりの拠点として開かれた保健センターにする。

(2)基本計画

- ①第一次予防(健康の維持増進)、生活習慣病対策を強化し、第二次予防(健診、検診)との整合性を図る
- ②関連機関、団体等の参加を得て各ライフ別(各世代・生活スタイルに合わせた)健康づくり対策の推進
- ③健康寿命*の延伸、心身ともにリハビリの充実
- ④健康づくり指導者及びグループの育成、健康情報システムの確立

(* 健康寿命とは心身ともに自立して活動的な状態で生きられる期間)

(3)実施方針①健康に関する実態を科学的に分析・検討し健康づくりを支援する。

- ②視聴覚でわかりやすく学習できる場にする。
- ③個別に健康づくりを学習できる場にする。
- ④地域・学校・保育所・職場・医師会等の関係機関、各種団体との連携をはかり健康づくりおよび子育て支援の輪を広げる。
- ⑤集団の健康教室、調理実習、リハビリ、健康体操など体験を通して健康づくりを推進する。
- ⑥各種健康診査、検診などの充実をはかり疾病予防及び早期発見に努める。

(4)業務方針

市民が生涯いきいき楽しく生活できる健康づくりの拠点を目指す。

4、勤労青少年ホーム

勤労青少年福祉法第15条により設置するもので、勤労青少年ホームの行う事業としては次のとおりである。

- ① 勤労青少年の職業に関する相談その他の相談に応ずること。
- ② 勤労青少年の職業生活の充実及び教養の向上のための講習会、研修会等を行うこと。
- ③ レクリエーション、クラブ活動等について場と機会を提供し、並びに必要な助言及び指導を行う。
- ④ 勤労青少年ホーム相互間における勤労青少年の交流について必要な助言、指導その他の援助を行うこと。
- ⑤ 勤労青少年の福祉を増進するために必要な事業を行うこと。

以上を行うため整備する。

(1) 基本構想

経済社会の変化、勤労青少年に対する社会の期待を踏まえ、勤労青少年が自立的に職業とのかかわりを持ち、その柔軟な発想や企画力を生かせるよう支援し、又、青少年のニーズに対応できるよう余暇活動、団体活動の場として利用しやすい魅力あるホーム作りに努めるとともに機能の充実を図る。

(2) 基本計画

地域振興を図るとき産業の集積と活性化は大きな要素である。そのためには、そこに働く人々の活力が源泉であり、特に若い従業員の地域定着を促進することは、中小企業の多い本市にとっては重要である。

そのため、中小企業内で実施する福利厚生事業の補完業務として各種の相談及び必要な指導並びにレクリエーション、クラブ活動その他の余暇活動のための便宜供与等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的として、桑名市勤労青少年ホームの整備を行うものである。

(3) 実施方針

情報提供...市内外の勤労青少年福祉活動の取り組みや勤労青少年の健全育成に関する情報を収集・加工・提供・発信するとともに、関係者における勤労青少年福祉の増進について認識と理解を促すための広報や啓発を行う。

相談窓口...勤労青少年が抱かえる健康や労働など多岐にわたる悩みや問題に対応するため、問題解決の視点にたつて面接や電話などで相談及びカウンセリング

を行い、内容に応じて関連する専門機関の情報提供や取り次ぎなどを行う。

人材育成...市内外に勤務する勤労青少年が充実した職業生活を送れるよう、また、職業人として必要な教養を身につけるため、余暇活動を活用した教養向上のための講習会、研修会等の人材育成事業とともに、レクリエーション活動、クラブ活動等の人材交流事業を行う。

活動拠点...市内外に勤務する勤労青少年が気軽に立ち寄り情報収集したり、勤労青少年同士が自由に情報交換や交流を図れる場とするとともに、関係する個人やグループの活動や交流の場・機会を提供し、活動に必要な資機材の提供を行う。

調査研究...市民の勤労青少年育成への理解を深めることを目的として、勤労青少年ホームで実施する事業のプログラム開発を行う。

(4) 業務方針

青少年ニーズに対応できるホーム作りを目指す。

5、多目的ホール

地方自治法第244条により設置するもので、図書館、保健センター、勤労青少年ホームの会議室としての使用と住民の福祉を増進させる目的で整備する。

(1)基本構想

図書館、保健センター、勤労青少年ホームを含む複合公共施設整備のなかで、各々の施設や市民・団体活動の場として利用できる多目的ホールとして機能の充実を図る。

(2)基本計画

複合公共施設のなかに多目的ホールを整備することで、図書館、保健センター、勤労青少年ホームの目的としては異なる利用の仕方であっても、兼用施設として可能となり、運用効率や省スペース化を図ることができることで整備を行う。

(3)実施方針

図書館、保健センター、勤労青少年ホームの施設や市民・団体活動の場として、式典・講演会や集会等に利用ができ、又、そのスペースを間仕切ること小会議室としてより広く利用ができる場所の提供を行う。

(4)業務方針

市民・団体活動の場として、式典・講演会や集会等に利用できる場づくりを目指す。